危険物保安技術協会技術援助等実施規程

昭和52年7月11日危保規程第24号
最終改正　令和7年3月19日危保規程第4号

（目的）

第１条　この規程は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１６条の３４の規程に基づき危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関し依頼を受けて実施する調査及び技術援助（以下「技術援助等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（技術援助等の実施）

第２条　協会は、関係行政機関又は事業者等の依頼に応じ、次条から第６条までの規定に定めるところにより、技術援助等を実施する。

（技術援助等に関する契約）

第３条　協会は、技術援助等を実施しようとするときは、当該技術援助等を受けようとする者（以下「委託者」という。）と技術援助等に関する契約を締結する。

２　前項の契約においては、次の事項を定める。

（１）　技術援助等の対象

（２）　技術援助等の実施期限

（３）　技術援助等に係る受託料の額及び納付方法

（４）　技術援助等に係る報告書の提出その他必要な事項

３　協会は、特別の事情により技術援助等の実施が困難となったと認められるときは、委託者との協議に基づき、第１項の契約の解除を求めるものとする。

（受託料）

第４条　技術援助等に要する受託料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の受託料の額は、この額に２に定める旅費の額を加算した額とする。

（１）屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験に係る技術援助

ア　確認試験の数が８以下の場合

３５０，０００円

イ　確認試験の数が８を超える場合

３５０，０００円に、当該超える数が１につき３０，０００円を加算した額

（２）特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に関する技術援助

ア　容量が千キロリットル以上１万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合

１３０，０００円

イ　容量が１万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンクの場合

１５０，０００円

（３）特定屋外貯蔵タンクの安全対策等の見直しに伴う技術援助

技術援助の種類に応じ、別表第１から別表第６までに定める額。（旧法タンクの基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助において、協会が指定するプログラムにより作成された設計図書等が提出される場合にあっては、理事長が別に定める額とし、又、以前に協会において安全性調査の評価を受けたタンクであって、タンク本体の構造等について大きな変更がなく、貯蔵する危険物の比重が変わる事により安全性について再評価する場合は、別表第２及び第３に定める額の２分の１の額とする。）

（４）　特定屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る技術援助

タンク１基につき　　１，７４０，０００円

（５）　特定屋外タンクの浮き屋根の点検に係る技術援助

ア　容量が千キロリットル以上５千キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合

２９０，０００円

イ　容量が５千キロリットル以上１万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合

４７０，０００円

ウ　容量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合

７００，０００円

エ　容量が５万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合

９３０，０００円

オ　容量が 10 万リットル以上の特定屋外貯蔵タンクの場合

１，１６０，０００円

（６）　準特定屋外貯蔵タンクの安全性調査の評価等に係る技術援助

技術援助の種類に応じ下記ア及びイに定める額。（以前に協会において安全性調査の評価を受けたタンクであって、タンク本体の構造等について大きな変更がなく、貯蔵する危険物の比重が変わる事により安全性について再評価する場合は、下記ア(ｱ)及び(ｳ)に定める額の２分の１の額とする。）

ア　安全性調査の評価に係る技術援助

(ｱ)　基礎・地盤及びタンク本体の場合

タンク１基につき　　２９０，０００円

(ｲ)　基礎・地盤のみの場合

タンク１基につき　　１６０，０００円

(ｳ)　タンク本体のみの場合

タンク１基につき　　１８０，０００円

イ　基礎・地盤の完成検査に係る技術援助

(ｱ) 書類審査のみによる場合

タンク１基につき　　１３２，０００円

(ｲ) 現地審査による場合

タンク１基につき　　３０５，０００円

（７）　その他の技術援助

（１）から（６）以外の技術援助であって、各契約ごとに理事長が別に定める額とする。

２　旅費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

（１）　日当

１日につき　２，２００円

（２）　宿泊料

甲地方　１日につき　１０，９００円

乙地方　１日につき　　９，８００円

（３）　交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

３　既に納付された受託料は、協会が当該受託料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第５条　協会は、技術援助等が終了したときは、委託者に対し、報告書を提出する。

２　協会は、必要があると認められるときは、前項の報告書に危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関し参考となるべき意見を付すものとする。

３　協会は、委託者の同意を得て、第１項の報告書の写しを関係行政機関に送付することがある。

（実施細則）

第６条　この規程に定めるもののほか、技術援助等の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、昭和５２年７月１５日から実施する。

附　則　（昭和５３年１月９日危保規程第１号）

この規程は、昭和５３年１月１日から実施する。

附　則　（昭和５５年１１月１０日危保規程第５号）

この規程は、昭和５２年７月１５日から実施する。

附　則　（平成６年１２月１０日危保規程第４号）

この規程は、平成６年１２月１０日から実施する。
附　則　（平成９年７月３１日危保規程第１８号）
この規程は、平成９年７月３１日から実施する。
附　則　（平成１１年１０月１９日危保規程第１０号）
この業務規程は、平成１１年１０月１９日から実施する。
附　則　（平成１２年３月２１日危保規程第３号）
この業務規程は、平成１２年４月１日から実施する。
附　則　（平成１６年６月１７日危保規程第２号）
この業務規程は、平成１６年７月１日から実施する。
附　則　（平成１７年３月２２日危保規程第１０号）
この業務規程は、平成１７年４月１日から実施する。
附　則　（平成２３年８月２２日危保規程第１６号）
この業務規程は、平成２３年９月１日から実施する。
附　則　（平成２４年３月８日危保規程第２１号）
この業務規程は、平成２４年４月１日から実施する。
附　則　（平成３１年４月２２日危保規程第６号）
この業務規程は、令和元年５月１日から実施する。
附　則　（令和元年６月 28 日危保規程第 16 号）
この業務規程は、令和元年７月１日から実施する。
附　則　（令和７年３月 19 日危保規程第４号）
この業務規程は、令和７年４月１日から実施する。

別表第１　　基礎・地盤のボーリング箇所等の選定に係る技術援助　（旧法タンク）

タ　ン　ク　基　数	額
１０基以下の場合	タンク基数×１１７千円
１１基以上２０基以下の場合	１，１７０千円＋(タンク基数－１０)×９０千円
２１基以上４０基以下の場合	２，０８０千円＋(タンク基数－２０)×６０千円
４１基以上の場合	３，３８０千円＋(タンク基数－４０)×４０千円

備考　直径７９ｍ以上のタンクについては、基数の計算上、当該タンクの基数１につき２として算定するものとする。

別表第２　　基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助　（旧法タンク）

タンク容量	1,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）と一括受託した場合	１基当たり ３００千円	１基当たり ３３０千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）を既に受託している場合	１基当たり ３４０千円	１基当たり ３８０千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）を受託していない場合	１基当たり ４１０千円	１基当たり ４６０千円

注：（１）＝別表第１

別表第３　タンク本体のみに関する安全性調査の評価に係る技術援助　(旧法タンク)

タンク容量	1,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）と一括受託した場合	１基当たり １１０千円	１基当たり １３０千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）を既に受託している場合	１基当たり １５０千円	１基当たり １７０千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）を受託していない場合	１基当たり １８０千円	１基当たり ２１０千円

注：（１）＝別表第１

別表第４　基礎・地盤のみに関する安全性調査の評価に係る技術援助　(旧法タンク)

タンク容量	1,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）と一括受託した場合	１基当たり １８０千円	１基当たり １９０千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）を既に受託している場合	１基当たり ２２０千円	１基当たり ２３０千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定）を受託していない場合	１基当たり ２７０千円	１基当たり ３１０千円

注：（１）＝別表第１

別表第５　タンク開放周期の個別延長に係る技術援助

<table>
<tr><td colspan="3">タンク容量</td><td>1,000KL 以上
5,000KL 未満</td><td>5,000KL 以上
10,000KL 未満</td><td>10,000KL 以上
50,000KL 未満</td></tr>
<tr><td rowspan="4">規則第６２条の２の２第１項による措置</td><td rowspan="2">特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況について評価</td><td>新規コーティングの場合</td><td>１基当たり
３３０千円</td><td>１基当たり
４１０千円</td><td>１基当たり
７００千円</td></tr>
<tr><td>既存コーティングの場合</td><td>１基当たり
４００千円</td><td>１基当たり
４９０千円</td><td>１基当たり
８２０千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険物の貯蔵管理等の状況について評価</td><td>１基当たり
４１０千円</td><td>１基当たり
４６０千円</td><td>１基当たり
６６０千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定屋外タンクの腐食量に係る管理等の状況について評価</td><td></td><td></td><td>１基当り
８９０千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規則第６２条の２の２第２項による措置</td><td colspan="2">新規コーティングの場合</td><td></td><td></td><td>１基当たり
１，１５０千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">既存コーティングの場合</td><td></td><td></td><td>１基当たり
１，２３０千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">無コーティングの場合</td><td></td><td></td><td>１基当たり
１，０９０千円</td></tr>
</table>

50,000KL 以上 100,000KL 未満	100,000KL 以上
１基当たり ９８０千円	１基当たり １，１９０千円
１基当たり １，１５０千円	１基当たり １，３８０千円
１基当たり ７５０千円	１基当たり ８９０千円
１基当たり １，１３０千円	１基当たり １，３８０千円
１基当たり １，４１０千円	１基当たり １，６７０千円
１基当たり １，５００千円	１基当たり １，８１０千円
１基当たり １，３００千円	１基当たり １，４８０千円

備考

コーティングによる場合であって、現地調査において不適合と評価された事案についてコーティングの基本的な仕様を変更せず、当該不適合の箇所のみを改修する場合の技術援助については、この表の額にかかわらず、次の表の額によるものとする。

タンク容量	1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満	50,000KL 以上 100,000KL 未満
不適合箇所のみの検査の場合	１基当たり ７８千円	１基当たり ８４千円	１基当たり ９１千円	１基当たり １１７千円
全面再検査の場合	１基当たり ２２０千円	１基当たり ２３０千円	１基当たり ４２０千円	１基当たり ６００千円

	100,000KL 以上
	１基当たり １４３千円
	１基当たり ７００千円

別表第６　損傷を生じない浮き屋根及び浮き蓋に関する安全性調査の評価に係る技術援助

タンク容量	1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満	50,000kL 以上 100,000kL 未満	100,000KL 以上
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価、耐震機能強化及び溢流防止等に関する技術援助	１基当たり ３９０千円	１基当たり ４７０千円	１基当たり ５１０千円	１基当たり ５８０千円	１基当たり ６７０千円
浮き屋根及び浮き蓋の溢流防止に関する技術援助	１基当たり ９０千円	１基当たり １００千円	１基当たり １１０千円	１基当たり １３０千円	１基当たり １４０千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等と基礎・地盤及びタンク本体の安全性評価との組み合わせによる技術援助	１基当たり ６９０千円	１基当たり ７７０千円	１基当たり ８５０千円	１基当たり ９４０千円	１基当たり １，０３０千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等とタンク本体の安全性評価との組み合わせによる技術援助	１基当たり ５１０千円	１基当たり ５８０千円	１基当たり ６３０千円	１基当たり ７００千円	１基当たり ７９０千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等と基礎・地盤の安全性評価との組み合わせによる技術援助	１基当たり ５８０千円	１基当たり ６５０千円	１基当たり ７１０千円	１基当たり ８００千円	１基当たり ８９０千円